

第1 事案の概要

1 当事者

X(当方)は、被後見人Zの妹である。Zは、平成■年■月頃、Yとの間で、養子縁組をして、Zが養親、Yが養子となった。

Zは、Yの実親である甲と平成■年■月に婚姻したが、甲は、平成■年■月に死去した。

2 経緯等

平成■年夏頃から、Zに物忘れ等の症状が出てきた。

Zは、平成■年■月頃、検査の結果、アルツハイマー型認知症であると診断された。

平成■年■月頃～■月頃の診断においては、「長谷川式で●点、日常生活自立度(●)、認知能力についても見守りが必要」という内容であった。

- 3 平成■年頃、Zの成年後見申立がされ、Zに成年後見人が選任された。このような状況下において、Xは、ZとYとの養子縁組関係を解消したいと考えている(Zも解消したい意向であると思われる)。

第2 養子縁組無効の手続

1 特殊調停事件

(1) 内容(法277条)

本来人事訴訟で解決すべき事項とされているが、家事調停の手続において、当事者間に、審判を受けることについて合意が成立しており、申立てに係る原因事実について当事者間に争いがない場合には、家庭裁判所が必要な事実の調査をした上でその合意が正当と認めるときに、合意に相当する審判が行われる。

(2) 手続

ア 調停前置

イ 合意に相当する審判 ※確定判決と同一の効力

ウ 人事訴訟

2 養子縁組無効の調停

(1) 無効事由

人違いその他の事由によって当事者間に縁組をする意思がないとき(民法802条1項)

(2) 当事者

ア 申立人

①養親, 養子

②法律上の利害関係を有する第三者

<名古屋高裁昭和41年2月9日>

「養子縁組無効の訴は縁組当事者の一方に限らず、第三者もこれを提起し得ることは異論のないところであるが、その範囲については規定がない。従つて第三者の範囲は確認訴訟一般の理論により定めらるべきであり、それは縁組の無効を確認する法律上の利益を有する者、換言すれば、その確認によつて相続、扶養その他の身分的権利義務に直接影響を受ける者または特定の権利を取得しもしくは義務を免れる者に限られると解すべき」

イ 相手方

①養親or養子

②法律上の利害関係を有する第三者
養親及び養子

(3) 管轄

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所

(4) 添付書類

①申立人・相手方の戸籍謄本

②養子縁組届の記載事項証明書

第3 裁判例の検討

1 判断基準

(1) 意思能力

ア 意思能力の規範（と思われるもの）

「養子縁組をするについて求められる意思能力は、格別高度な内容である必要はなく、親子という親族関係を人為的に設定することの意義をごく常識的に理解しうる程度で足りるものと解するのが相当である」
(平成18年2月20日東京地裁)

イ 考慮要素

①医師の診断等（症状の内容・程度、日常生活自立度、長谷川式など）

②本件縁組時の事情

③本件縁組届の記載

④縁組の動機

(2) 縁組意思（真意に基づく縁組意思）

①本件縁組時の事情

②本件縁組届の記載

③縁組の動機

2 裁判例（認容）

(1) 平成24年10月18日 東京高裁判決

「 Aは、平成14年ころから物忘れが激しくなり、平成16年9月に膀胱癌の手術を受けたころから、直前の行動や会話も忘れてしまうよう

な傾向がみられ、徘徊を繰り返すようになり、平成19年ころには、既に実の娘である被控訴人X1を認識することができない状態になっていたことが認められるところ、平成17年9月の時点のAの長谷川式簡易知能評価スケールの点数は10点（甲15によれば「やや高度」の認知症に該当する。）、本件養子縁組の約1か月半後である平成21年7月17日のAの長谷川式簡易知能評価スケールの点数が3点（甲15によれば「非常に高度」の認知症に該当する。）であり、これに別紙「介護認定審査会資料の関連部分抜粋一覧」の「主治医の意見書の「3 心身の状態に関する意見」のチェック欄の記載」から窺われるAの短期記憶、日常の意思決定を行うための認知能力及び意思伝達能力の変遷を併せ考慮すると、Aの認知症は、平成17年以降、Aが本件縁組届に署名した平成21年5月27日までの間、悪化しており、本件養子縁組の時点では、Aは、高度の認知症の状態にあったものと認められる。

このようなAの認知症の状態は、本件養子縁組の10日前を調査日とする介護認定審査会資料（甲8）中の主治医意見書の記載（「日常の意思決定を行うための認知能力（判断できない）」「自分の意思の伝達能力（具体的要求に限られる）」や、その認定調査票の特記事項において「簡単な指示に答えることが出来る時もあるが、ほとんど行動は伴わない。自分の名前以外の質問は答えられないか、会話が理解できないのかかみ合わなかった。」等と記載されていることから裏付けることができる。

そうすると、Aは、本件養子縁組当時、控訴人との間で養子縁組をすることについて、その説明を受けてもこれを理解することができる状態にあったとは考えられず、「親子という親族関係を人為的に設定することの意義をごく常識的に理解する」能力のない常況にあったものと認められるから、本件養子縁組は、養親となるべき者が「縁組をする意思」を欠いているというべきである。」

(2) 平成24年 5月29日 東京家裁判決

「 Aは、本件養子縁組がなされる約2か月半前である平成21年3月15日の時点では、短期記憶に問題があり、日常の意思決定を行うための認知能力もなく、認知症は重度で、自分の名前以外の質問は答えられないか、会話がかみ合わない状態であり、本件養子縁組がなされてから約1か月半後である同年7月17日の時点でも、長谷川式簡易知能評価スケールは3点の状態、極めて痴呆が進行した状態であった。

以上によれば、本件養子縁組がなされたころのAの状態は、被告と養子縁組をすることについて理解できる状態ではなかったと考えられ、上記認定のような養子縁組届の作成状況にも鑑みると、Aは、養子縁組届に記入しているという認識もないまま、言われるがまま氏名等を記入したにすぎない」

3 裁判例（棄却）

(1) 平成26年 2月25日 東京家裁判決

「 亡A雄は、本件縁組届の作成日の2日前である平成23年5月10日の時点で改訂長谷川式簡易知能評価スケールの点数が17点であり、認知症の疑いがあるとされる20点以下であったものの、その内容を仔細にみても、質問に対する相応の回答はできており、一見極めて痴呆が進行した状態であったとは認められない。とりわけ、亡A雄が時間や場所を尋ねる質問におおむね問題なく回答していることを考慮すると、当時、同人が見当識を欠く常況にあったとは認められない。さらに、亡A雄が平成23年5月9日に入院した後の状態について、翌10日に医師が四、五日休んでから退院できると説明したことや、同月11日に亡A雄が転倒事故を起こした後も意識レベル等に問題がないとされたことも加味すると、本件縁組届を作成した同月12日までの間、亡A雄について、日常の意思決定を行うための能力に欠けていたとも、精神状態に異状を来していたとも認めるに足りない。

以上によれば、亡A雄について、本件縁組当時、日常の意思決定を行うための認知能力が欠落しており、被告と養子縁組をすることについて理解できる状態になかったとは認められない。同様に、本件縁組届の作成状況にも鑑みると、亡A雄が、養子縁組届に記入しているという認識なく、被告の言われるまま署名押印したとも認められない」

」

(2) 平成24年 5月31日 長野家裁諏訪支部判決

「 以下のとおり、亡Aの認知症は、診断当初は、軽度のものであったところ、その後本件縁組までの間、どの程度進行したかに関する情報が少なく、本件縁組直前の主治医の意見では、同時期の介護認定のための調査結果よりも軽度の評価に留まること、本件縁組及び本件各贈与に関わった司法書士も亡Aについて本件各不動産の被告への名義変更に関してよく理解していたと述べていること、本件縁組届の記載から特段不自然な点はうかがわれないことに鑑みれば、本件縁組当時、亡Aに養子縁組をなす意思能力がなかったとまでは認めることはできない。

亡Aの認知症は、J病院で認知症と診断された平成17年5月当時、長谷川式簡易知能評価スケールテストにおいて得点20点とぎりぎり痴呆との結果が出たにすぎず、認知症の初期の段階と評価され、同年11月の同病院の主治医の意見書作成時点でも、認知症である老人の日常生活の自立度Ⅱa、意思決定を行うための認知能力・意思の伝達能力のいずれもがいくらか困難といった程度にすぎなかった。」

以上